

「DVP決済方式の推進と清算機能の活用等に関する
ワーキング・グループ」(第6回)議事要旨

【開催日時】 平成12年12月25日(月) 午前10時~11時40分

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 1. 今後の清算・決済の在り方に関する検討事項について
2. その他

【議事要旨】

篠田座長代理から、「前回ワーキングで提示し、回答をいただいた『清算・決済の在り方に関するアンケート調査』によって委員の方々の考えがある程度明確となり、当該回答に基づき今後議論すべき項目が浮き彫りになった。したがって、今後議論すべき項目は、別紙のとおりでよいか意見を伺いたい。」旨の説明があり、原案どおり了承された。

引き続き検討項目の審議に入り、1番目の「同一商品の同一DVP形態」(注：取引所上場銘柄及び店頭登録銘柄の清算機能の在り方)について、意見交換が行われた。主な意見は、以下のとおりである。

- ・ 株式であれば、取引所上場銘柄であれ、店頭登録銘柄であれ商品性及び投資家は同一であり、安全性も同一となるようにすべきである。
- ・ 一つの銘柄で東証及び大証等に複数上場している株式等や同じ株式である店頭株については、証券会社における受渡決済部門やポジション管理は一つの部署で行っているため、ネットィング形態も統一された方が良く、セーフ・ガード措置である担保管理の窓口も一つであることが望ましい。
- ・ 証券業者などストリートサイドにとっての窓口は一つとなり、一つの実務で、一つのシステムとなることが望ましい。
- ・ 海外では一つのコンタクトポイントに統一されているが、リスクについては、個々の市場の中でどう圧縮するか、他の市場のリスクをどう遮断するか等の2点が問題となる。一番怖いのは参加者(清算会員)のデフォルトであるが、清算会員の資格要件をどう決めるか、清算会員をどうモニターするか、参加者基金に区分を設ける必要があるか、区分したらどのケースはどの基金でカバーするかが論点となるだろう。

篠田座長代理より「取引所上場銘柄及び店頭登録銘柄の清算機能については統合すべきとの意見が大多数だが、その実現性や実効性を考慮すると、関係当事者間においてより詳細な検討を行う場を設ける必要があるのではないか。」という旨の提案があり、了承された。なお、詳細に検討すべき場の設置などについては、座長代理預りとされた。

引き続き、2番目の「他商品の同一DVP形態」について、意見交換が行われた。
主な意見は、以下のとおりである。

- ・ 一般振替の株式は取引件数が多いことから、グロス=ネットのDVPが望ましいと考える。

篠田座長代理より「本件については議論する資料として、海外の事例の発表並びに、現在他のワーキング等において商品毎に議論されている状況を報告していただく方向で調整したい。」という旨の発言があり、審議を終了した。

最後に、事務局より「次回会合の開催については、年明け後に行うこととし、別途、連絡することとしたい。」旨の発言があり、今回の会合は終了した。

以 上

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

本件についてのご意見、お問い合わせは、下記まで電子メール又は
お電話にてお寄せください。

日本証券業協会 公社債部

電子メール：saiken@jsda.or.jp

電話：03-3667-8456

アンケート結果に基づく検討項目

平 1 2 . 1 2 . 2 5

- 1 . 同一商品の同一 D V P 形態
（ネット - ネット：取引所上場、店頭上場・・・株式、CB など）
取引所等間の清算機能の連携・統合の形態
取引所等間の清算機能の連携・統合についてのメリット、デメリット
清算機能の連携・統合を行うとした場合の留意事項（リスク管理の方策など）
- 2 . 他商品の同一 D V P 形態
（グ 0 5 - ネット：株式の一般振替、一般債など）
清算機能の連携・統合の形態
清算機能の連携・統合についてのメリット、デメリット
清算機能の連携・統合を行うとした場合の留意事項
商品や市場参加者の範囲が異なるが、安全性を確保できるか（設けるとしたらどのようなセーフ・ガード（リスク管理）を設けるべきか）
- 3 . 同一商品の異なる D V P 形態
（株式：ネット-ネット&グ 0 5 - ネット、国債：グ 0 5 - グ 0 5 & ネット-ネット）
清算機能の連携・統合の形態
清算機能の連携・統合についてのメリット、デメリット
清算機能の連携・統合を行うとした場合の留意事項
- 4 . 決済機関の連携・統合
決済機関の連携・統合の形態
決済機関の連携・統合についてのメリット、デメリット
決済機関の連携・統合を行うとした場合の留意事項
- 5 . 清算機関と決済機関の連携・統合
清算機関と決済機関の連携・統合の形態
清算機関と決済機関の連携・統合についてのメリット、デメリット
清算機関と決済機関の連携・統合を行うとした場合の留意事項
- 6 . 望まれる付加的サービス等
（清算機能・決済機能に係る事項を中心として）
- 7 . その他

以 上